

令和4年

新城市教育委員会

4月定例会会議録

新城市教育委員会

令和4年4月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 4月28日(木) 午後2時30分から午後4時15分まで

2 場 所 新城市役所本庁舎 4階 4-2、4-3会議室

3 出席委員

安形 博教育長 青山芳子教育長職務代理者 安形茂樹委員 夏目みゆき委員
夏目安勝委員 鈴木志保委員

4 説明のため出席した職員

鈴木教育部長
原田教育総務課長
中嶋学校教育課長
村田生涯共育課長
中村生涯共育課参事
湯浅生涯共育課参事
請井生涯共育課参事

5 書 記

下山教育総務課庶務係長

6 議事日程

日程第1

(1) 令和4年3月開催会議録について

日程第2

(1) 教育長報告について
(2) 行事・出来事(4月、5月)について

日程第3

(1) 協議事項

ア 就学すべき学校の指定変更に関する事務取扱要綱について(学校教育課)

(2) 報告事項

ア 学校給食共同調理場の市民説明について(教育総務課)

イ 働き方改革 上限方針の策定(学校教育課)

※次回定例会議(予定) 令和4年5月19日(木)

○職務代理者

では皆さん、こんにちは。

ただいまから令和4年4月、定例教育委員会会議を始めさせていただきます。

司会進行は、私、青山が務めます。

本日、教育委員会会議の司会は初めてでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第1 会議録の署名

では初めに、議事日程にそって進めます。

日程第1、令和4年3月開催の会議録についてお願いします。

○事務局

では、令和4年3月定例会の会議録について、ご署名をいただきたいと思いますのでお願いします。

○職務代理者

ありがとうございました。

なお本日、原田委員が急用につき欠席をしております。よろしくお願いいたします。

日程第2 教育長報告

○職務代理者

では、続きまして日程第2、教育長報告、よろしくお願いいたします。

○教育長

教育長報告の前に最初に、教育委員事務局の方も新しく加わったメンバーの方もいらっしゃいますので、皆さんに自己紹介をしていただきたいと思います。

では、青山さんからよろしくお願いいたします。

○職務代行者

教育委員になりまして3年目になっております。今年度は、職務代理者ということで、やっていきたいと思いますが、なかなか教育委員の会議は慣れません。皆さんの協力を得て、スムーズに進めたいと思います。これからもどうぞよろしくお願いいたします。

青山です。よろしくお願いいたします。

○委員

安形茂樹といます。

教育委員も早いもので2期目の8年目になります。市内、富岡在住です。

よろしくお願いいたします。

○委員

夏目みゆきといます。教育委員になりまして、これで6年たちました。杉山に住んでおります。矢部にあります新城福祉会の理事長をしております。勉強をしながらではありますけれど、新城の教育について考えていけたらと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

夏目安勝です。12月から5か月目に入りました。これからも一つよろしくお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○委員

この4月から委員となりました。新城の教育についてどのようなことができるのだろうと思うのですが、これからも頑張っていきたいと思います。鈴木志保と申します。

よろしく申し上げます。

○教育長

では、事務局申し上げます。

○事務局

昨年度から教育部長を務めております。鈴木と申します。今年度もどうぞよろしくお願いいいたします。本日出席をしております課長職がそれぞれ自己紹介をさせていただきます。

○教育総務課長

こんにちは。教育総務課長の原田です。今年2年目になります。

よろしく申し上げます。

○生涯共育課

生涯共育課長、村田と申します。お願いいいたします。

西部公民館長、鳳来公民館長、B & G海洋センターの所長を兼務いたします。

なお、本年度は施設担当参事として滝川が資産管理室から異動してまいりましたが、本日は所用のため欠席しております。よろしくお願いいいたします。

○学校教育課長

4月から学校教育課長を務めております。中嶋孝佳です。

教育委員会は、3度目です。これが2度あることは3度あるのか、3度目の正直なのかよく分かりませんが、精一杯頑張りたいと思います。よろしくお願いいいたします。

○生涯共育課参事

生涯共育課参事の図書館担当の中村と申します。この4月からこちらでお世話になります。よろしく申し上げます。

○生涯共育課参事

生涯共育課参事の湯浅大司と申します。設楽原歴史資料館と長篠城址史跡保存館の館長も兼務しております。

よろしく申し上げます。

○生涯共育課参事

生涯共育課参事、自然科学担当の請井と申します。鳳来寺山自然科学博物館に勤務しております。

よろしくお願いいいたします。

○教育長

では、教育長報告をさせていただきます。

お手元に手書きの資料があるかと思えます。拙い字で書いてあります。お読みください。

それに基づいて報告をさせていただきます。

まず、入学式が行われました。4月6日に小学校、小学1年300名です。3名ほど体調が悪く、あるいは新型コロナウイルス感染症で欠席あるいは出席停止という子がいました。今は大丈夫です。

中学校では351名が入学しました。3名ほど同じように体調不良等で欠席、出停がありました。

中学校の3名は小学校から不登校が継続していて、入学式に出席できなかったという生徒です。全校合わせると、小学校が2,025名、中学校が1,111名、職員、常勤、非常勤合わせると530名ということで令和4年度がスタートしました。

立ち上がり一つの小学校、千郷小学校で休校がありましたけれどもそれ以降は落ち着いて学校活動が続けられております。ご安心ください。

4月になったところで幾つかの会議があったのですが、そのときに私が申し上げたことをお伝えさせていただきます。

とにかく変える、必要に応じて変えるということを伝えました。校長会議では、校長会議そのものを変えるとすることを伝えました。どういうことかということ、校長会議、校長が会って議論する、そこが本当のところではないか、校長が主体ではないか、そこから投げかけさせていただきました。校長が事務局の考えを聞いて終わりとか、そういう時間にしてはもったいない。それならば資料を読めば分かる。校長が一堂に会うということは、校長それぞれが思いを伝え合える、そういう会議にしましょうということを伝えました。

それと、4月1日にわくわくした気持ちになれる授業をとということを述べました。その大本はやはり遊びにあると思っています。学校に行けばみんなと遊べる。みんなと会える。みんなと活動できる。そういったところが学校の魅力だと思います。3、3、3、3、3、生まれてから3年ずつに区切れれば、最初の3年は家庭でお父さんお母さんあるいは家族と一緒に、次の3年は園で、ほかにも同年代の子供たち、お友達がいるんだという意識を、そして次の3年、ここで小学校がお子さんをお預かりするわけですが、この3年というのはどうしても学校という枠に入ってしまう。でもそうではなくて、みんなと楽しむということをもっともっとやっていいのではないかとすることを伝えました。そうすればそれが勉学にも、あるいはスポーツにも生きてくると、小学校1年、2年、3年、この3年間がとても大事ではないかとすることを伝えました。

もう一つ変えることとして、学校訪問。これこそ主体は何かといったら、教師。教師が授業力をつける、教師力をつける貴重な機会なのです。だから授業に特化した学校訪問にしたいということで、名称を変えたらどうだというようなことを学校教育課に投げかけました。そうしたら学校教育課は、『プロジェクト磨く』という命名をしました。つまり、自分の力量を磨く、そういう場でありたい、よって新城市の小中学校の先生には、自分の授業はここが売りなんだ、こういう授業を目指しているんだと、授業PRをしてもらおう、それを全員で共有しよう。正式には、5月2日の校長会議をとおして全職員に伝えて、10行程度で自分の授業スタイル、目指す事業像、それを書いてもらうことにしております。

右側にうつります。

令和4年度、中学校35人学級が実現しました。新城中学校の3年生、東郷中学校の3年生77、8人います。大体、1学年38名ぐらいだと、予定で行けばそういう学級だったのですが、3クラスになって26名ぐらいの学級になりました。八名中は2年生が36名の学級でしたが、実質的には18名の2学級ということになりました。3校を訪問させてもらいました。その中で通学団会等で学級が動いてしまっていたので、東郷中学校だけ現場を見ることができました。

東郷中学校は、学力学習状況調査を行ってございました。最初に受けた印象、少なくなったなという

感じは全くしませんでした。これが普通だなと思いました。逆に言ったら、この場に39人も子供がいたらやっぱりそれは満員電車、それではなかなか子供の思いが伝わるような授業ができないだろうというようなことを感じました。

下のほうに生徒の声、教師の声ということで、これは東郷中学校の白井和典校長がまとめてくれましたので、またご覧ください。

35人、元々は40人、これは数字のマジックで、5人減ったのではないんです。本当に十数名減ったという新城の場合だと、2学級、3学級が普通ですので、十数名減る、そうすると本当に北欧並みの学級になってくるということで、言ってみれば環境的には理想的だと思いました。ただ、実質的には、これから子供たちを伸ばしていくということで、本当にスタートを切ったところですので、ここからどのように子供たちを伸ばしていくかというところに注力したいと思います。

重点課題、それぞれの課の課題が幾つもあります。その中で一つ、二つ、挙げさせてもらいます。

教育総務課は、共同調理場そして、小中学校のトイレ改修。

生涯共育課は、文化会館の大改修、それと史跡保存館の移築。

学校教育課は、部活動の在り方。

ここはもう対応せざるを得ないし、対応することによって今の子供たち、そして市民を含め全ての関係者の幸福につながる、そのように思っております。十分に慎重に審議しながら進めていきたいと思っております。皆様のお力をお借りし、課題に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○職務代行者

ありがとうございました。

教育長報告について、何かご質問等ありましたらお願いします。

○委員

すみません。1点お願いします。

無事に小学校、中学校の入学式ができてよかったなと思っております。1点だけ、どうしようかと思いましたが、教えてください。

庭野小学校は、無事に入学式が迎えられたでしょうか。お願いいたします。

○教育長

はい。

○職務代行者

以上です。ありがとうございました。

○教育長

丸山校長が真剣に受け止め、どうしたら庭野のよさを保護者に分かっていただけるだろうかということで、保護者が入学式あとに学校に来てくださって、校長が説明等をしたら、かなり安心をされて、八名小との合同授業であるとか、プールと一緒にいくであるとか、そういうことを計画を立てているということで今、進めているところです。1年後には庭野小でよかったというように思っていてくださることを願いながら、教育委員会としてできることは手助けしながらということで行きたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○職務代行者

ありがとうございました。

○教育長

保護者が、やっぱり庭野小いいよって、これからの保護者に伝えていただければ本当にありがたいかなというところも思っております。

○委員

中学校の35人学級の実現、本当によかったなと思います。新城の教育委員会からちょっと誇れるものが実現できたと受け止めています。

それから実態として承知していただきたいのですが、先ほど教育長さんのお話の中で、学校に行けばみんなと遊べるというようなお話がありました。遊びの場を保障するというので、特に新1年生にとって大きなことだと思うのですが、遊具の実態です。総合教育会議の折にも話したのですが、八名小の場合、遊具が使えない状況になっているのが半数ぐらいあります。修理もできない、撤去もできない。今度赴任された校長先生は作手からみえたのですが、この状態を見て、遊具が使用禁止の状態でそのままになっていること自体、子供の教育にとっていかなものだろうかということをおっしゃられました。

これは、八名小ではないと思いますので、教育委員会でよく実態を調べていただいて、大きな予算になるかと思いますが、遊具の安全対策をしていただけたらと思います。

以上です。

○職務代行者

貴重なご意見ありがとうございました。

ほかによろしかったでしょうか。せっかくですので教育長報告につきまして、何かございましたら。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは次にうつります。

4月・5月の行事・出来事について、よろしく申し上げます。

○教育総務課長

それでは、資料の1ページをご覧ください。教育総務課の行事予定です。

まず4月ですが、4月1日教育委員会辞令交付式を開催しました。お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。また、青山職務代理者には、開式、閉式のご発声をいただきありがとうございました。

4月21日、第32回東海北陸都市教育長協議会につきましては、オンラインにより開催をされました。28日、本日ですが定例教育委員会会議を開催しております。

5月12日から13日にかけて、全国都市教育長協議会の総会並びに研究大会に教育長が出席いたします。

5月19日、定例教育委員会会議を開催予定です。

教育総務課からは以上です。

○学校教育課長

学校教育課申し上げます

先ほど教育長が申しましたが、4月中盤、13、14、15日と千郷小学校が学校閉鎖を行いました。陽性判定の児童が増え、千郷小学校は結局19名の生徒が陽性判定を受けました。市内、ほかの学校で次に多いのが千郷中学校で5名です。結局、昨日までで34名の小中学生が陽性判定を受けております。ただ、ここに来て落ち着いた状況になっております。

4月6日、7日が小学校、中学校の入学式でした。離任式も2年ぶりですかね、行われてきちんとお別れができました。授業参観、PTA総会等も去年もおととしもやらなかったところが多かったのですが、今年も行われております。

5月に入りまして、5月9日、第1回の教育研修会がオンラインで行われる予定であります。

それから、5月に運動会、修学旅行等が予定されております。中学校の修学旅行は、全て関東方面、小学校の修学旅行は京都、奈良方面に出かける予定になっております。ただ、5月20日、東郷東小学校は、校長判断で2学期に延期をしたいということだったので、延期をする予定であります。

それから一つ、今年に入って特徴的なのが運動会です。

昨年度は、千郷小学校、東陽小学校、千郷中学校は春の開催でした。それが、八名中学校、中部小学校、鳳来寺小学校、黄柳川小学校が、本年度から春の開催になりました。これは、2学期に入ってからしばらく暑い日が続きます。その猛暑対策、あるいは中学校でいうと入試制度が大きく今年度変わります。いろいろなものが前倒しになってきた関係で2学期の10月、11月が非常に大事な時期になってくるということで、各学校考えて文化祭、体育祭、陸上競技会を前倒しにして1学期に持ってきたところが多いです。

学校教育課、以上です。

○生涯共育課（共育・文化係）

つきまして生涯共育課、共育係、文化係の主な予定です。

4月24日日曜日、新城市文化協会総会が開催されました。

5月10日火曜日、5月12日木曜日の愛知県社会教育委員連絡協議会役員会担当者会議等については、社会教育審議会会長及び担当者が出席予定です。

5月14日土曜日、新城文化会館で新城市小中学校PTA連絡協議会総会を開催します。

以上です。

○生涯共育課（図書館担当）

続きまして、生涯共育課図書館の主な予定を報告をさせていただきます。

図書館につきましては、毎週木曜日と土曜日にビデオ上映会や絵本の読み聞かせ会等を行っております。それが毎月の行事となっております。

そのほか、図書館まつりについて、今年度の開催に向けて4月11日に第1回の図書館まつり実行委員会を開催したところであります。5月10日にも第2回の図書館まつり実行委員会を行う予定であります。

あと、こちらには記載が漏れてしまっていますが、5月13日に東郷西小学校3年生の児童45人が社会科見学ということで市役所の見学の他、図書館の見学を行いたいと先生から依頼がありました。こちらの対応が入っております。

また、4月23日から5月12日までが子ども読書週間ということで、通常、1人8冊、15日間の貸出を、この期間中は1人15冊、3週間の特別貸出を行っております。

以上です。

○生涯共育課長

スポーツ係の主な予定です。4月5日火曜日、スポーツ推進委員辞令交付式を開催し、32名の委員への委嘱を行いました。4月20日水曜日、新城マラソン大会準備会を行い、本年度の実施箇所については6月までに決定することを確認しました。

5月の予定ですが、28日土曜日に第1回しんしろこどもスポレククラブを新城総合公園で開催します。

なお、つくしんぼうスポレク祭については、先日中止が決定されました。

以上です。

○生涯共育課（文化財・資料館・保存館）

続きまして、文化財・資料館・保存館からご報告申し上げます。

4月11日、5月25日に家康関係の打合せ会等が入ってまいります。

最近、「どうする家康」の盛り上がりに合わせて、市内でも家康関連でいろいろな動きが出てまいりますので、そういった情報を的確に得ながら新城市としてPRできる機会としてとらえ、積極的にPRしていきたいというように考えております。

4月20日に野田城の整備を行いました。地域の方々と一緒に行いました。6月19日開催予定の野田城ウォーキングとありますが、12日に変更となったと聞いております。野田城の中で今までなかなか入れなかった二の丸や三の丸に入れるようにしようということでの整備になります。

それから5月11日のカモシカ対応の打合せがありますが、カモシカは国の天然記念物に指定されているので、カモシカが死んでいる場合には教育委員会が対応いたしますが、最近道端で弱っているとか、生きた状態で発見されることが多く、そのときに教育委員会がどう対応するのか、また教育委員会が対応すべきなのか、よその部局が対応すべきかというところが曖昧となっております。このため、市民からどこへ連絡していいのかわからないというようなこともいただいておりますので、そういったことで意識合わせをしたいということで打合せを予定しております。

4月29日、明日より長篠城址史跡保存館のほうで収蔵品展を開催いたします。最近修復いたしました鳥居強右衛門磔図の掛け軸がございまして、これを修復後初めての公開させていただきます。明日から5月31日まで展示する予定であります。

以上です。

○生涯共育課（鳳来寺山自然科学博物館）

最後に鳳来寺山自然科学博物館の出来事・行事をお願いいたします。7ページをご覧ください。

初めに4月です。4月17日には午前中に学術員の総会、午後に博物館友の会の総会が開催されました。

4月21日には、豊橋市立前芝中学校の1年生、資料には48名と記載してありますが、実際は生徒43名、教員7名が来館をされました。

次に5月の予定になります。

3日、4日の2日間、友の会の行事として、春のミュージアムフェスティバルを予定しております。これは、ゴールデンウィーク中の博物館への集客を図るイベントでございます。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の関係で物販のみを行いましたが、今年度につきましては、物販のほか、例年行っ

ておりましたミニゲームなどの再開を予定しております。

14日には、友の会の行事としまして、コノハズクの声を聞く会を予定しております。

18日には、東三国ジオパーク構想推進準備会の開催を予定しています。

22日には、別に開催案内のチラシを配らせていただいております野外学習会「キセルガイと桜淵の生き物」の開催の予定をしております。

最後に本日、博物館の年間行事案内のパンフレットと館報51号を配付させていただきましたのでまたご覧いただきたいと思います。

博物館からは以上でございます。

○職務代行者

ありがとうございました。

4月、5月の行事・出来事についてのご報告がございました。

皆さん、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

素朴な質問ですけれども、最後お示ししていただきました鳳来寺山自然科学博物館、これは着ぐるみではなくこれは行きますと、館長さんがこういう格好をしてお出迎えをしてくださるわけですか。

○生涯共育課（鳳来寺山自然科学博物館）

常にこの格好で出迎えている訳ではなく、イベントなど、その時に応じて職員が着用しています。

○職務代行者

時に応じてですか。

ここを訪れるとこういう格好をした方がいらっしゃると非常に大人にも子供にも良いと思います。

○生涯共育課（鳳来寺山自然科学博物館）

必ずいるというわけではありませんが。

○職務代行者

はい、とてもいいと思います。ありがとうございます。

皆さんいかがでしょうか。

○委員

では、1点お願いします。失礼します。

5ページのスポーツのところですが、5月28日につくしんぼうのスポレク祭というのがあるということですが、スポレク祭というののはっきり私が認識していないので申し訳ないですが教えていただきたいということと、どのようになっているかということでお伺いしたいのですけれども、これはどんなスポーツを実際に子供さんやご家族が楽しむという会というように押さえておけばよろしいでしょうか。

その競技というのは、どのようなスポーツが行われるかというのが決まっているということでしょうか。それは、どのように決められるものなのかということですが、実際に今回、弓道をやられている方たちがスポレク祭のときに弓道をやるということで取り組むそうですけど、もしいろんなご家族の方が見えたときに、やるはいいですけど、実際に体験したりとか、一緒に取り組むということはなかなか難しい競技かと思うので、どのようなスポレク祭として参加してもらおうかということとちょっと頭を悩ませているようなことを伺ったものですから、どのような競技をどうやって決めていって、そこで楽しんでもらうことなのかということをお聞きできたらと思いましたので、お願いします。

○生涯共育課長

まず、つくしんぼうスポレク祭ですが、今年度につきましては新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないということで中止になっております。つくしんぼうスポレク祭としんしろこどもスポレククラブの「スポレク」というのはスポーツ、レクリエーションという意味になります。つくしんぼうスポレク祭のほうは、不特定多数のどなたでも参加できるお祭りで、しんしろこどもスポレククラブは、運動が少し苦手なお子さんを対象に、ニュースポーツやドッジボールやスポーツ鬼ごっこなどを遊びながら楽しんでいただく申込制の会になっております。

つくしんぼうスポレク祭のほうは、ニュースポーツや体力測定テニス体験、野球体験などといった内容にはなっております。弓道については、市民体育大会のほうであったかと思います。

○委員

これは入ってはない、

○生涯共育課長

スポレク祭とは別の大会になっております。市民体育大会は多くの方に体験をしていただく内容で、それぞれの協会が実施しています。どなたでも体験をしながら内容を知っていただくというようなことになっています。スポレク祭とこどもスポレククラブのほうは、先ほど説明しましたスポーツ推進委員の方々が実施する事業です。

○委員

ありがとうございます。

大会と混同してしまったので、心配するところが違ったわけですね。

でも、その大会のときでも体験をするような場所でもあるということですかね。

わかりました。本当に小さな子が、目を離せないような近くに来てみんなでお祭りのようにやるというような場面ではないので、そんなにすごく心配したようなことをやるわけではないというように押さえておけばいいですかね。

○生涯共育課長

新城体育祭についても、競技の体験があったかと思いますが、小さなお子さんが弓道ができるかという、なかなか難しいところがあるのかと思います。ただ、見聞きすることで競技を知っていただくという機会になるかと思います。

○委員

そうですね。そこの方たちがそういう心配をされていたので、今違うことなので

○生涯共育課長

そうですね。

○委員

はい、分かりました。私も一緒にやるようなものかと思ったので、大会とそれとは別だということが分かりましたので、伝えておきます。細かいことをありがとうございました。

以上です、すみません。

○職務代行者

すみません、今いくつかのスポーツ名が出たと思うのですが、カタカナでちょっと2、3聞き取れませんでしたので、初めて聞く種目というか、スポーツもありましたので、もう一度最初のほうだ

け。

○生涯共育課長

ディスクゴルフ、クロリティ、スカイクロス、ターゲットバードゴルフ、ラダーゲッター、輪投げ、モルックです。

○職務代行者

クロリティーとはどんなスポーツですか。

○生涯共育課長

詳しいルールまでは資料を持ち合わせておりませんので。申し訳ありません。

○職務代行者

それを聞いたかったんですけど。

○教育総務課長

輪投げみたいな感じで、ストラックアウトみたいな感じで、斜めになった台に九つの棒が立っていて、そこにある程度の距離から輪を投げて引っ掛けるような感じのものだったと。

○職務代行者

そこに穴を開けるのではなくて。

○教育総務課長

そこに引っ掛ける。輪投げみたいな感じで、そこに入ると点数になっていくというようなものだったと思います。

○生涯学習課

スカイクロス。

○職務代行者

スカイクロスというのは、何か投げるわけですか。

○生涯共育課長

すみません、資料を持ち合わせておりませんのであらためてお知らせいたします。

○職務代行者

すみません、今、いろいろな言葉を聞いてすごくわくわくしたものですから、こういうのがあるんですよという話を聞ければと思ったのです。

また、どんなものかというのを教えていただければと思いますので、次回はよろしくお願いします。ありがとうございます。

ほかにございませんか。

今までこういった資料をいただきましてもイベント中止のことばかり書いてありましたので、今回は皆さんの報告でいろいろなイベントがまた復活するのかなと思っております。何とかこのまま実現できることを本当に願っております。

では、特に質問もないようですので、次にうつりたいと思います。

日程第3 協議事項

日程第3、協議事項、就学すべき学校の指定変更等に関する事務取扱要綱について、学校教育課お願いします。

○学校教育課長

資料の中の今、読んでいただいた新城市立小学校及び中学校におけるというものと、それからもう一つ本日配付させていただいた左側をホッチキスで止めてあって、1から14まで表になっている資料があるかと思います。こちらをご用意ください。

初めに少し説明をさせてください。

まず、住んでいる場所から自分の通う小学校、中学校は決められております。ただ、いろいろな事情でその学区ではないほかの学校に通いたいという事情がある人に関しては、ある条件に当てはまれば通ってもいいですよというように許可が下ります。その決まりがこの取扱要綱になります。その中にも2種類あって、新城市内に住んでいて、自分の学区ではない学校に通いたいという人は指定変更というものになります。第2条2に『市内に住居を在する児童生徒の保護者であって、指定変更の申し立てをしようとする者は』と書いてあります。指定変更というのは、市内に住んでいる方のための規則になります。

続いて、第4条には、『新城市外に住居を在する児童生徒が新城市小中学校に就学を希望する場合に』とあり、それは区域外就学となります。この指定変更と区域外通学というのを一緒にまとめたのがこの要綱であります。

これまでは、本日お配りした別表（第2条関係）で両方の要件をまとめて表にしていました。なので、この中で見ると要件2、「ただし指定変更に限る」8、9、10、11、12というところに、「ただし指定変更に限る」という言葉が入っています。よって、それ以外の残りのものが区域外の要件になります。非常に分かりにくいということで、今回三つ変更させていただけたらという提案でございます。

資料に、別表1（第2条関係）と別表2（第4条関係）という表があると思います。それが指定変更と区域外を分けた表になっています。まず一つ目は、こうやって分けて示したらどうかという提案であります。

二つ目の提案は、添付書類という欄が付け足してあります。古いものでは、必要な書類が分かりません。これを見て学校教育課にやってきた保護者に、何がいるかということを説明して、必要書類を揃えてもらっているような手順を踏んでいたのですが、この添付書類を明らかにすることでその準備、手続が円滑にいくのではないかとということで、二つ目の変更点は添付書類をつけたらどうか、この欄を増やさせてくださいというのが二つ目です。

もう一つあって、この三つ目が非常に厄介というか大変なことでありまして、表の要件14を見ていただけますでしょうか。14には、「その他、子供の安全確保等、特別の事由があると教育委員会が認めるとき」とあります。こっこの今日お配りした資料の14番には、子供の安全確保等という言葉がありません。この一言、文言を14につけ加えさせてほしい、つけ加えたらどうですかという提案であります。14番に子供の安全というのを付け足したい理由はと言いますと、学区の指定変更を申し出た保護者となかなか判断が難しい問題が起こっています。それが指定変更に係る相談案件という資料であります。三つ事例が書いてあります。

一つ目は、新城小学校区のアパートに住んでいた方が、石田に家を建てました。新城小学校に通っていたので、変わらず新城小学校に通えると思っていたら、教育委員会から「あなたは千郷小学校に通ってください」と言われました。学年の途中で引っ越したのであれば、その学年の終わりまでは新城小学校に通うことは可能なのですが、5、6年生でなければその次の年からは千郷小学校に通わな

いといけないというルールになっています。この中でそれ以外当てはまる要件がないので、そのように説明したところ、その保護者の方が突然言い方を変えて、要件3の「不登校、いじめ等の原因により」というこれに当てはまると。うちの子供がほかの学校に行って、いじめられては困る。不登校になっては困る。もしそうなったらどうしてくれるとなったので、案件3で指定変更を認めたという経緯があります。これが一つ目の案件です。

二つ目の事案は片山に住んでいるケースで、2枚目の地図を見ていただきたいと思います。城北と片山の境界で、城北は新城小学校、片山は千郷小学校の校区であります。訴えがあったのは、この地図の端の右上の方にお家のある方でした。この方、片山に住んでいるのに新城小学校に通わせてくれという相談でした。保護者としては、何とかして新城小学校に通わせたいので、新城小学校のほうが近いじゃないか、遠いところに通わせて事故に遭ったらどうするんだ、安全面からして新城小学校に通わせたいというように言われたのですが、その要件が14の中にないので、結局千郷小学校に通ってくださいということでお断りをしたというケースであります。

三つ目、同じようなことが今度は東郷西小と新城小学区でも起こっています。平井と沖野の境界で沖野の中に平井が入り込んでいるんですね。弁天住宅に住んでいて、そのすぐ近くに家を建てたと。弁天住宅のとき、新城小学校に通っているの、そこからいくらも離れてないところに家を建てれば、それは新城小学校だと思っていると思うのですが、厳密にこの校区を調べてみると、平井に当たると。平井は、東郷西小学校ですよ。その方も同じように新城小学校のほうが近いと。危ないじゃないか、遠いところに通わせるのなんて、と言われたのだけれど、要件にないので東郷西小学校に通ってくださいと言わざるを得ないということで、その3番目の事例の方もお断りをして東郷西小学校に通っていただくということになったと。もし要件14に子供の安全確保等という文字が入れば、何ををもって判断するか難しいですが、そういった方たちの要望もくみ取ることができる。

見ていただいたとおり、校区が入り交じっているというか、うまくスパン、スパンと切れているわけではないので、だから境界線の方たちはもしかしたらそうやって近い学校へというように訴え始めるかもしれないです。そうするとそもそも校区で区切られている学区をどうするんだという、そんな問題にも発展しそうなおそれがあります。ただ、これは個別対応でそういう訴えがあったときに、本当に安全かどうかというのが確認しながら、その人たちを救ってあげられる、救うためにはこの「子供の安全確保等」という言葉を入れたらどうかという提案させていただきました。

変更点の一つ目は、指定変更と区域外の情報を分ける。二つ目は、添付書類の案を加える。三つ目は、「子供の安全確保等」という言葉を要件14に入れる。この3番目は、簡単にやってしまうとさっき言った校区の学区の問題に発展しかねないので、いかがなものかというところでご協議いただけたらということで提案させていただきます。

以上です。

○職務代行者

ありがとうございます

非常に分かりやすい説明だったと思うのですが、要するに3点協議するということと、教育長、これは一つずつということですね。

どの問題からいけばよろしいですかね。

○学校教育課長

1 番、2 番は、あまり問題なく認めていただけるかなと思うのです。

○職務代行者

そうですね。1 番 2 番を中嶋先生のほうから、もう一度よろしいですか。

○学校教育課長

1 番は、この分かりにくい表を指定変更の表と区域外就学の表に分けるという提案です。

○教育長

分けたものはない。

○学校教育課長

分けたものは、手元にある資料、通しで書いてあるものありますね。入ってないですか。

○教育長

添付書類のところが太字になっているもの。

○学校教育課長

添付書類の別表（第 2 条関係）が 1 枚目の添付書類がありますよね。それをめくっていただくと別表 2、第 4 条関係というのが、あると思います。これが改正案。このようにしてほしいんですけどという案、修正案。

今やっている一つになっている表を、今、見ていただいている別表 1 と 2 に分けたい。

○委員

資料が足りないんだと思います。皆さん、こういう状態です。

○教育長

先生が言われるのは、指定変更と区域外就学を別々につくるということを言われたんですよ。

○学校教育課長

そうです。はい。

○教育長

それは多分、ない。

○学校教育課長

ごめんなさい。資料、ありませんか。

○教育長

いただいた資料の 3 ページ、4 ページが、これが指定変更という

○学校教育課長

3 ページ、4 ページが指定変更です。

○教育長

5 ページが区域外就学。

○学校教育課長

そうです。

○教育長

そこを明記、まずしてもらわないと分からないよね、これ。指定変更と区域外というのを。

○学校教育課長

そのことが要綱の中に書かれていて、第 2 条のところに指定変更というのがあって、それが別表 1

になるし、第4条のところにある区域外就学が別表2になるんです。

そのように表を分けたいです。

○教育長

承知しました。

○学校教育課長

今、使っているのがこの分かりにくい表、指定変更と区域外の要件がいっしょになって14の要件が書いてあります。

○教育部長

今日お配りしたこの表が今の状態の表です。

○学校教育課長

そうです。今の状態。

○職務代行者

今がこれなんですね。

○委員

これがさっき、中嶋先生が言われたように区域外と指定変更が合体した形でこの表に整理されているので、非常に扱いにくいということでもありますので、事前にお配りした資料の3ページ、4ページ、5ページがこの表を指定変更と区域外変更に分けた完成形の表になります。

3ページと4ページが指定変更の部分を定めた表で、5ページが区域外のことをまとめた表になります。

○教育長

いくつか質問していいですか。

3ページの1番に肢体不自由等心身に障害があり通学距離の近い学校へ修学するとき、これは指定変更のみですか。

○委員

これは、指定変更と区域外ですね。

○教育長

でも区域外のところには書かれてないじゃないですか。

これは、落ちがかなりあるので点検が必要かなということかなと思いました。

先生が先ほど説明された、ただし指定変更に限るところを拾っただけということでもないですかね、これは。

○学校教育課長

指定変更のほうが要件は広いので。

○教育長

そうですよね。

一度見直しておいて。

○学校教育課長

わかりました。一番目については、きちんと見直しをして、「ただし指定変更に限る」以外のものを区域外に整理しなおします。

二番目が必要書類の欄をつけさせていただきたい。添付書類。

三つ目が14番のところに子供の安全確保等という言葉を入れていいかどうか。

○職務代行者

最初の1と2に関しましては、簡単に言ってしまうと分かりやすくしてよいかということですよ。

○学校教育課長

はい、そうです。

○職務代行者

では、その件につきまして、皆様からご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

何がどのようにわかりやすくなるのかなど、それがわからない。

もとは、こちらの2枚のほうですかね。これが現在ですね。これが現在のものを。

○教育部長

今日、お配りしたものが今の状態のもので、さっき言いました3ページの別表1第2条関係の1のところを見ていただくと、肢体不自由の項目がありますので、今だとその要件が事由と期限、二つの項目になっていて、「肢体不自由等心身に障害があり通学に距離の近い学校へ就学するとき」というのが事由としてあって、期限が「就学している学校を卒業する年度の学年末まで」という形で要件が提示されているんです。さらにその要件に当てはまることを明らかにするための資料が必要で、それをはっきり提示したいということで、太字の欄、添付書類の欄をこの横につけ加えて、肢体不自由の状態と明らかにするような医師の診断書等がこの要件を適用する場合には、添付書類として必要ですというのを明らかにするという形にしたらどうか、ということでございます。それを明らかにすることで、その申し出る方もはっきりしますし、処理する側もはっきりするのではないかとということです。さらに今の表は、指定変更と区域外が一緒に一つの表になっているので、ちょっと落ちがあるようでしたが、考え方としては指定変更の表、区域外の表ということで、3ページ、4ページが指定変更の表、5ページが区域外の表ということで表を分けて整理したということが1点目、2点目です。

○委員

ありがとうございました。

○教育長

ごめんなさい。3ページ、4ページが指定変更ですよ。ということは真ん中の欄に、ただし指定変更に限るとうたう必要は、だから本当に元々のところがよく分からないです。理解できないので、全部残っているんで、それでさっき言った私が質問した肢体不自由の場合はどうなるのかということ。ちょっと整理しないと、これは議論にならないので。

○学校教育課長

はい、すみません。

○職務代行者

では、この件につきましては、また改めて。

○学校教育課長

考え方は、今、説明した考え方で要綱を整理していくということについては、ご理解いただけるといことでよろしいでしょうか。

1、2、3の変更点がありましたが、進めていっていいと思っいていいのでしょうか。

○職務代理者

また改めてということですが、まず分けて分かりやすくすることに関しましては、皆さんご異議ありませんか。大丈夫ですか。

はい、それは大丈夫のようですので、進めていっていただきたいと思います。

○学校教育課長

ありがとうございます。すみません

○職務代行者

では、3につきましてもそのときにまた協議すればよろしいですね。子供の安全確保等という、それをつけ加えるという。

○学校教育課長

それが一番議論いただきたいところで。

○職務代行者

失礼しました。それは今ここで諮ればよろしいですね。

○学校教育課長

お願いします。3番目の「子供の安全確保等」という言葉を入れていいかどうかについて。

○職務代行者

そういうことですね。分かりました。

では、別表の14のところですけれども、子供の安全確保等、安全のためにというところをつけ加えたいが、いかななものかということですが、それにつきましてご意見をお伺いしたいと思います。

それをつけ加えるということに関して、意義はございませんか。

○委員

一つだけ確認ですけどよろしいでしょうか。

私、杉山ですので、杉山も入り組んでいて新城小学校という方が何人かいらっしゃるのですが、この杉山の付き合いをすとか、行政区の付き合いというのがどのようにされているかによっても、子供さんのどこの校区に入って学校との付き合いをしていくか、子供同士とかというのも、今子ども会がなくなってしまいましたけれど、でもそういう付き合い、行政区の付き合いとしてということを考えるというのは、これからも必要なことだと思うのですが、そういうところとの整合性みたいなことはどのように考えて、これからどこかで線を引かなければいけないので、強制区での付き合いというところを押さえた上での検討かなと思うのですが、その辺りのところはどのぐらい重要と考えているのか教えてください。

○学校教育課長

担当者から聞いた話ですが、最近の親はここに引っ越したらどこの行政区になるかという意識が薄いんだと、どういう付き合いをやってかないといけないかというのがなくて、ただ単に条件が合ったので家を買った。この家から通うのはどっちがいいか、それぐらいしか考えていない親が多いと聞きました。

それこそ自分たちはここに育ったので、お祭りは何色のシャツを着るかみたいなどころから始まる

のですが、そういうのが全然ないということを聞いています。だから、行政区の付き合いというものをあまり考えていない親がそうやって申し出るというか、要望を出してくる。

○委員

安全とか安心となると行政区内でという付き合い方のほうも安心安全になるのかなと思ったので、行政区を考えた学校選択も大切かと思ひまして。

○職務代行者

ほかにいかがでしょうか。

○委員

今の行政区の問題、当初は若い方は意識がないかもしれないですけど、そこに住む以上はどうしてもごみの問題だとか防犯の問題だとか、組の付き合いだとかいろいろなことが、どうしても関わってくるわけです。例えば石田のところでは行政区が千郷の場合、千郷学区の関係でいろいろ付き合いが出てくる。けれども安全のことを考えて新城小学校へ入ったとすると、同じ周りの子がみんな千郷、その子だけ新城という状況が起きるわけです。石田でいうと、国道301を挟んで東側の子たちも安全上の理由で横断して千郷小まで行くよりは新城小に行ったほうが安全じゃないかということになると、東側の子たちがどんどん新城小に行くということも出てくるわけです。あの子が認められた、それじゃあうちもというような、そうすると行政区との関係とか、学区の制度が崩れていくことになるのではないかと思います。特別な理由があれば認めてあげるといってこの区域外通学ということはあると思いますが、簡単にはいかないのではないかと思います。安易に認めない方がいいというのが私の考えです。

○委員

親の立場として、14を見ると教育委員会が認める時というのがあるんですけど、例えばこれというのは、私ここに座っていても誰がプレゼンするかによってすごく受ける印象が違って、例えば、こちらが安全と言われれば、例えば先生の立場からそういうふうに見えるんだなと思うし、例えば親の立場で考えれば、反対の学校の方面の方が安全という考えもある。だからここはすごく判断するのが難しいですね。安全等といっても、ここはどういうふうに、だれがどうジャッジするのか気になります。

○学校教育課長

本当にケースバイケースというか、出てくる案件によって違うので、やってみないと分からないというか、家族構成であったり、案外こども園の付き合いを大事にしたいという親の意見でもあったりするので。新城こども園に通わせていて、学区は千郷になっちゃったみたいな、そんなケースもあったり、それぞれ何でそこまで要望してくるのかという事情が違うので、家を建てる場所も違うし、なのでその都度検討となるかなと思うのですが、安全等といったときに、この安全等が本当に曖昧な形になってくるので、そういう言葉でそういう境界線の方たちの要望を認めていってもいいのかなということなのか、認めずにきっちり線を引きましょうということなのか、そこの考え方でこれを入れるか入れないかということだと思います。

学校教育課の意見としては、どうしたらいいんだろうという、認めていいんだろうか、こうしたいという強い意見はありません。すみません

○教育長

2年ほど前にこの委員会議で片山のことが少し話題になって、熱中症対策、片山はかなり遠距離を千郷小学校まで歩く、やっぱり心配だよねというようなご意見が出されて、新城小だったら1キロぐらい近いのにとというようなことを言われたことを覚えています。もし実際に炎天下の中歩いて、熱中症で子供が倒れた、そういったときに入学するときには新城小がいいと言ったのにと、もし保護者が言ったとしたらなかなかこれも難しい。では片山の区にとっても、新城小に行かせる家庭があるのか、というようなことも難しい。慎重審議がやはり必要かなということは言えると思うのですけれども、いかがでしょうかね。

○職務代行者

非常に難しい問題だと思いますが。

○委員

本当に平井と沖野の地図を見ると、確かにそういった保護者のご意見も何となく納得がいくような気がするんですけども、やはり行政区の中での地域の子供、地域のお付き合いということから見ると、安易に認めるのもちょっとという気持ちがあります。以上です。

○職務代行者

そのほかにいかがでしょうか。

○委員

比べるようなというのがあるんですか。

どちらの学校に行くほうが適しているという判断するに当たって、このように意見を出し合うというだけでなく、条件みたいな感じであって、そういうのもこれは本当に最後の手段だとか、成功する確率があるとかいくつか基準があって、そういう判断があるんですか。チェックするようなものがあって、したがってこのようなことにするというような判断が。

○学校教育課長

そういうケースは、全く今のところはない。基本、今までは学区が行政区できっちり分けられているので、1から13までに入っていなければ14で認めることはほとんどないです。

○職務代行者

ちょっとまとめてみますと、そうしますとこの14の項目のところに子供の安全確保等というそれを入れてしまうと、行政区を超えたところの学区を、片山の子が千郷小ではなくて、安全のために新城小に通うというようなことが起こり得る。

○学校教育課長

可能性としてある、できるということです。全て認めるわけではなくて、やはり検討が必要だと思うのですが、これまではだめだよと言ってきたのが検討してみますという形に変わる。

○職務代行者

では、それをふまえてこれを入れてもいいかということですね。

○学校教育課長

はい。

○職務代理者

この辺りいかがでしょうか。

○委員

今、思っているのは、「安全確保等」は特別な理由に当たらないのではないかなと思って、要件14の中に、「安全確保等」という言葉を入れなくてもいいのかなと思うんですけど、そうではないですか。

○教育部長

指定変更の要望の中で、保護者からの発言で特に安全、通学時の安全のことを言われて、それを理由に何とかというようなことを言われたものですから、それを踏まえてその文言を入れたらどうか、ということです。

○委員

仮にもし、交通安全のことを言われて認めざるを得ない状況になったとしても、それは特別な理由という。

○教育部長

それを含めてもっと広い。

○委員

安全確保という文言を入れると、もう少し幅が広がってしまう、解釈が広がってしまう可能性があるかなということを思ったのですけど。

○教育長

ご意見を、まず、ざっと出していただく。その段階ですね。多分、今年度何件かの家庭、保護者が相談に来ます。そのときに方針を伝える上で私の感じとしては、1学期中ぐらいには何か方向性を示していただければそれで保護者には説明がつくのかなという気がするのですが、次の教育委員会会議、あるいはその次の教育委員会会議でも、もしこういった事例のときには、何を優先すべきかと、そういったことをお伝えいただければありがたいなと思います。

○職務代行者

教育長のほうからも今お話がありましたように、次回かその次ぐらいの会議で協議をするということでもよろしいでしょうか。

では、今回のご意見を参考に。

○学校教育課長

ありがとうございました。

日程第3 報告事項

○職務代行者

それでは、日程第3の報告事項アですね。学校給食共同調理場の市民説明について、教育総務課お願いします。

○教育総務課長

学校給食共同調理場の市民説明につきましては、先月3月の教育委員会会議でも委員の皆様からご意見をいただきました。その後の状況を報告させていただきます。

資料の8ページからご覧ください。

学校給食の共同調理場への移行についてというA3両面刷りのものを小中学校のPTA総会のときに合わせまして、学校を通じて各保護者の方に配布をしていただきました。3月に策定しました学校給食基本方針と、裏面には現状の課題とこれまでの検討経過を記載したものになります。一番後ろの

面には、共同調理場になって変わることに、変わらないこと、整備のスケジュールを記載しております。これを配布した後、先週1件、小学生の保護者の方、男性の方ですが問合せがありました。

事業は決定事項なのかということや、地元の食材が使われにくくなるのではないかと、出てくる給食がお弁当的なものになっちゃうのではないかとというようなご意見をいただきました。令和6年9月からの稼働を目指して事業を進めていること、基本方針にあるように食育の推進や地産地消の促進、メニューについても郷土愛を育む献立の充実を図っていきますということを説明させていただきました、その方にはご理解をいただけたと思っております。

5月14日には、市のPTA連絡協議会の総会が開催されますので、その席で時間をいただき、改めて説明をさせていただく予定をしております。

それから先週21日の木曜日に代表区長会がありまして、そこでも同じ資料をお配りし説明させていただきました。そこでは、調理員不足の心配や共同調理場稼働後の質問をいただきました。

例えば、給食配送中に配送車が事故に遭った場合の対応はどうか、3,500食の規模だが、将来的に児童生徒が減っていったときにほかへの活用を検討しているのかというような質問をいただきました。

調理員の不足につきましては、この4月に入りましてたくさん問合せをいただきました。現在、既に6名ほど採用ができております。ですので、4月当初かなり心配したのですが、何とか各学校で対応ができています。ですが、勤務地が作手小学校でもいいですという方がなかなか見えません。作手小学校限定で募集のチラシを作手のAコープだとか、支所のほうに貼りだして周知しておりますが、なかなか話がありません。作手については現状1名減の状態、毎日教育総務課の職員が中学校への給食配送と回収業務に出向いている状況です。作手以外の学校については、ほぼ順調に回っているのではないかと認識をしております。調理員についてはそういうところです。

それから配送中の事故につきましては、これから運業者を選定していきますので、その運業者がどういった対応が取れるのかというところをプロポーザルの業者選定の中で、こちらも確認しながらそういう視点でも業者選定を行っていくということを回答させていただきました。

いろいろ質問いただきましたが、どれも共同調理場に対して否定的な意見というものはございませんでした。理解をしていただけているのかなというような感触を受けました。

それから5月13日には、地域協議会の会長会議というのが開催されますので、その場でも同じような説明を行う予定をしております。

また、今週の火曜日、26日ですが議会の厚生文教部会ということで、市民説明に対する状況報告、進捗等今後の予定について説明をさせていただきました。部会でしたが、傍聴者が5、6名お見えになっておりました。今説明したようなこれまでの経過だとか、今後の予定を説明させてもらった後に、いろいろ質問、ご意見をいただきました。保護者の方に配布した資料について、共同調理場のメリットとデメリットをもっと明確に書いて周知したほうがいいじゃないかというようなご意見であったり、対面式での市民説明会を開くべきだというご意見をいただいております。

こういった形でできるか分かりませんが、こちらの考えとしては、一番の関係者である保護者の方には十分な説明をしていきたいと思っておりますので、ターゲットを絞ったような説明の仕方をして行ければと思っております。一般向けの会場を設けての市民説明会というものはこれまで考えていなかったですが、議会からのご意見や3月の定例教育委員会会議でもやはり議会の声は受け止めるべき

だという意見もありましたので、どういう形でできるか分かりませんが、様々な機会を捉えて、説明や情報発信をしていきたいと考えています。

市民説明については以上です。

○職務代行者

ありがとうございました。

今の説明につきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○委員

市民への説明責任という付帯決議をいただいている関係で、なかなか対応が難しいなと思います。八名小学校のPTA総会の資料には、これと同じ資料がつけられていました。昨夜区長会があり、八名地区の代表区長から同じ資料が出されまして、説明もありました。ですから、保護者と区の役員レベルでは周知はされています。一般の市民全員にとということであれば、さらに回覧を使うという手があると思います。そうすれば市民全体に周知はされた。説明責任は果たせたという状況になるのではないかなと思います。議会で言われた対面式の市民説明会、これはいかがなものかなと思います。いろいろな声があるかと思いますが、大事なのは保護者、子供です。やはり学校現場の声が十分に伝えられて、保護者の理解を得るということを大事にされればよいのかなと思います。

この文章は、非常に詳しく今までの経緯もこれからの在り方についても書かれていて、非常に丁寧でいいと思います。ただ、読んでもらえるかどうかは別で、回覧で回すとすれば、もう少し簡潔にしてちょっとビジュアルにした方がいいのかなと思います。

○職務代行者

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問はありませんか。

私からですけれども、書類というのはまず最初に見ますと、学校給食の共同調理場への移行についてというのがまず書いてあるわけです。もう少し何かインパクトのある言い方はないかなと思ったのですけれども、素朴に思ったのですが、学校給食の共同調理場への移行についてといいますと、なんとなくまだ移行について、準備段階、まだ決まってないのかなと、ちょっと弱い感じが突っ込まれてしまうかな、もう少し何か完成に向けてとか、教育長何かないですかね。わくわくの安心安全範囲ということを思いました。そういう印象です。ですから、言葉の力というのはすごく大切でして、直接お伝えするのが一番いいと思うんですけど、まず、資料を渡されたときに細かいところを読む人というのは本当に少ないと思うのです。ただ、こういうことを細かい資料をつくってお渡しするというのも本当に大切なことなのですけれども、まずこの大きな文字だけ追っていったときに、何だろうこれは、移行について、あ、まだ決まってないのかなみたいな、そういう印象を受けるのではないかなと思いましたので、その辺りのところを少し検討していただいて、良い方法がないのかなと思いました。いろいろな意見もあると思いますので。

ほかによろしいでしょうか。

学校給食、なかなか説明が大変だと思いますけれども、根気よく頑張ってくださいと思います。

続きまして、イの働き方改革、上限方針の策定について学校教育課お願いします。

学校教育課お願いします。

○学校教育課長

よろしく申し上げます。

働き方改革に関しては、県のほうから上限、文部科学省のほうからですが、国のほうから上限が示され、県のほうでもそれを受け、規則、方針が示されております。それを受けて、各市町村でも規則、方針をきちんと整備してくださいという依頼が来ております。

新城市に関しては、実は規則のほうは令和元年7月30日に新城市職員の勤務時間に関する規則の改定ということで、もう整備がされたのですが、方針に関してまだきちんとした整備がされていなかったということで、今回、県のほうから出されている方針を基に新城市の方針を定めたいということで提案をさせていただきます。

そこに書いてあることに関しては、国、県が示している基準と全く同じであります。1か月について時間外が45時間、1年360時間を目安にしましょうと、予見することができない業務量の大幅な増加等の場合は、1か月について100時間未満、1年について720時間、それから1年のうち1か月において、所定の勤務時間外の時間において、45時間を超えて業務を行う月数については、6か月、等々、国、県の基準と全く同じような形で市の方針を作成させていただきました。これを市の方針として、現場にも下していきたいなということを思っております。そういう方向であります。

以上です。

○職務代行者

ありがとうございました。

今お聞きの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

○委員

国、県の方針に従ってつくられているのでこれはこのとおりでいいと思いますけど、1か月について45時間という時間というのは、単純に計算すると月20日、2時間残業したとするともう40時間ですので、2時間ちょっとぐらいで到達することになりますから、多くの先生方がオーバーされるのではないかなと思います。

昨日のNHKニュースで、小中学校の教員の6人に1人が勤務時間の過少申告を求められているという報道がありました。正確に申告をしない、申告を求められていないというケースが平日だと19%で、土日だと44%という数字がありました。教員の仕事はどこまでやっても切りがないものです。やればやるほど子供たちの成長につながるということで、一所懸命先生方は努力されるので、勤務時間をオーバーしても気にすることなく、仕事をされる方が多いと思います。そういう先生方が残業時間を正確に報告することは保障されなければいけない、新城の先生方の勤務時間の実態は先生方個々にきちんと把握されているのか、そのためのタイムレコーダーだとか、整備がされているかどうかということですけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長

この方針の第4の在校等時間の把握というところにあるように、虚偽の時間を記録したり、記録させることがあってはならない。これは校長会でもさんざん言われておりました。この客観的な記録ですが、市役所のようなタイムカードはないですが、公務支援システムというものの中に、教員が朝行って、パソコンを立ち上げて出勤というボタンを押せば記録が残るというのがあります。それから変えるときに退勤というのを押せば残る、そういうシステムはあります。ただ、去年も押さない教員がいるんです。なので、抜き打ちで見て、押していないというのを出して、それをランダムに15日ぐら

いやって、あなたは何勝何敗というように大相撲のみにして教えてあげたりしたのですが、それがきっちり使われているかどうかというところがまだ甘いところであります。それから、退勤時間、学校の閉める時間に関しては、客観的な記録が残ります。セコム等の記録を見れば、その学校がその日何時まで開いていたかというのが分かるので、そんなことも併せてできるだけ虚偽の多くないような客観的な記録が残っているような、最後閉めた時間は学校日誌には残りますので、それとセコムが違っていればそこで違いますよということになります。できるだけ客観的に正しい報告をするようにお願いしていますし、こちらも把握しようとしています。

○委員

働き方改革が言われるようになって、勤務時間をきちんと把握する必要性が言われておりますよね。それはタイムレコーダーを用意すれば済むことではないのかな。大事なのは、個々の先生方が何時間オーバーしたか、何時に退出したかというのがきちんと管理できるかどうかということなんです。もし過労で倒れられて公務災害になるかならないかということが問題になったときに、きちんとその個々の先生の勤務の実態が分かるように記録は残す必要があると思うのです。それは、学校の責任になるのではないかと思いますので、タイムレコーダーはせめて設置すべきではないか、それから以前も話題になりましたけど、勤務時間外の電話、今は全学校の留守番機能はついているんですかね。

○学校教育課長

まだまだ。

○委員

まだですよ。そういう面でもすごく遅れていると思います。ですから、働き方改革を言うのであれば、そのところをきちんと整備すべきではないかなと思います。

私たちの若い頃は、1時間の授業につき1時間教材研究をやりましょう、と教えられた時代でしたので、4時間5時間教材研究をするのは当たり前ぐらいに考えていたのですが、今はそんなことはとても言えませんけど、やはり子供のために一所懸命教材研究をしたことが子供たちの成長につながって、それが先生方の新たなやりがいにつながってという、そういう循環でありたいなと思います。先生方の仕事には、教材研究プラス課外指導や部活指導であったり、生活指導であったり、事務処理があったり、いろいろなことが入ってきますから、1日2時間の時間外勤務では処理できないのはよく理解できるわけです。働き方改革は本当に難しい問題だなと思います。ですから、せめてタイムレコーダーだとか、電話だとか設備面でできる部分は、支援すべきではないかと思います。

○職務代行者

その他いかがでしょうか。

一言、私のほうから、働き方改革と書いてありますが、私の中では意識改革ということかなとすごく思っております。とにかく先生が一番の使命は、魅力的な授業を生徒に指導する。本当に魅力的、わくわくするような、あ、今度何の授業だ、今度は次は体育だ、数学だ、国語だ、算数だ、そういうことが一番大切なのに、先生が例えばその授業に至る前にいろいろな準備であるとか、いろいろな資料づくりであるとか打合せであるとか、もう疲れ果ててしまって、ぼろぼろになって授業をしたのでは全く本末転倒だと思います。それで一昔前までは、本当に安形委員がおっしゃっていたようにいかにたくさん準備をしたり、いかにたくさん資料をつくって、とにかく残業なんていう言葉をこちらに置き、遅くまで残って仕事をしているというのが、それをよしとした時代が確かにあったと思います。

し、またそういった名残はまだあると思うのですけれども、そのところをどのように変えていくか、どうしたら意識改革できるかということは、つまり自分が残業なんかしなくても定時になったらぱつと帰る、そうなるもすごく先生の授業というのは魅力的でありというような、そういうことができるかどうか、そのほうがすごく大事なことになりますので、各学校で校長先生がそれぞれそのように指導していただき、また、先生のほうからそのようにお話をしていっていただいて、まず働き方改革の前に自分たちの意識を変えていこうという話をしていただくのが一番望むところです。

長くなりましたけど、それはよろしく申し上げます。

では、それにつきましては、終わりたいと思います。

次に、事務局のから連絡があるということですので申し上げます。

○教育総務課長

本日お配りさせていただきました令和4年度事務分掌教育総務課というものが表紙にある資料があるかと思ひます、そちらをご覧ください。

新年度に入りまして、新しい人員体制で臨んでいきますので、それぞれ各課から紹介させていただきます。

まず、教育総務課ですが、3係総勢12名、昨年度より1名増となっております。係については変更ありませんが、1名増員となっております要因につきましては、一番下にあります学校給食係が昨年度までは副課長兼係長と主事の2名でしたが、今年度1名主査として土木技師の職員が増員されております。共同調理場の供用開始に向けて事業を進めてまいります。

それから次ページには、令和4年度の主な事業が載せてございますが、こちらについてはご覧いただきたいと思ひます。

教育総務課からは以上です。

○学校教育課長

学校教育課お願ひします。

指導主事ですが、今年度新たにトダユミコ、コヤマカズヒロ、それから課長の私、3名が新しく入りました。あとは昨年度から引き続きのメンバーであります。ただ、主に事務を担当していた主査イヨダとともにもう1人鈴木がいたのですが、1人減になりました。指導主事の数は変わらないですが、学校教育課のスタッフは1名減ということで、今非常に多忙を極めております。みんなでなんとか分担して協力して頑張ってやっていきたいなというところでもあります。

学校教育課の主な事業は、次ページ以降にありますのでご覧いただければと思ひます。

以上です。

○生涯共育課

生涯共育課です。

生涯共育課の人員体制につきましては、職員24名、会計年度任用職員23名、あわせて47名で生涯学習の総合企画及び推進体制に係る事業、各施設の管理等を行ってまいります。

主な事業につきましては、10ページの1から10ページの31までとなります。

以上です。

○教育総務課長

もう1点、よろしいですか。

先月、3月の定例会で私学助成の補助金についてご意見をいろいろいただきましてありがとうございました。その中で、私の認識誤りがありました。愛知県について定時制課程については、現在補助対象になっていないという説明をさせていただきましたが誤りでありました。すみません。定時制課程についても県のほうは補助対象になっているということでした。ただ私学で定時制課程がある高校は非常に少なく、補助対象として定時制高校も対象としておりますけれども、補助実績は少ないのかなと思います。そういったことも参考に今年度私学助成について検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○職務代行者

ありがとうございました。

それではこれで、以上になるかと思いますが、何か皆さん、これだけは言っておきたいとかございましたか。

教育長のほうから何かございますか。

○教育長

いいえ、特にありません。

○職務代行者

いいですか。ありがとうございました。

それでは、これをもちまして4月定例教育委員会会議を終了させていただきたいと思います。

次回の会議は、ここに書いてございますように、5月19日の木曜日ということですので、また皆さんお集まりいただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

閉会 午後4時15分